

助成の拡充をしました



分譲マンションの

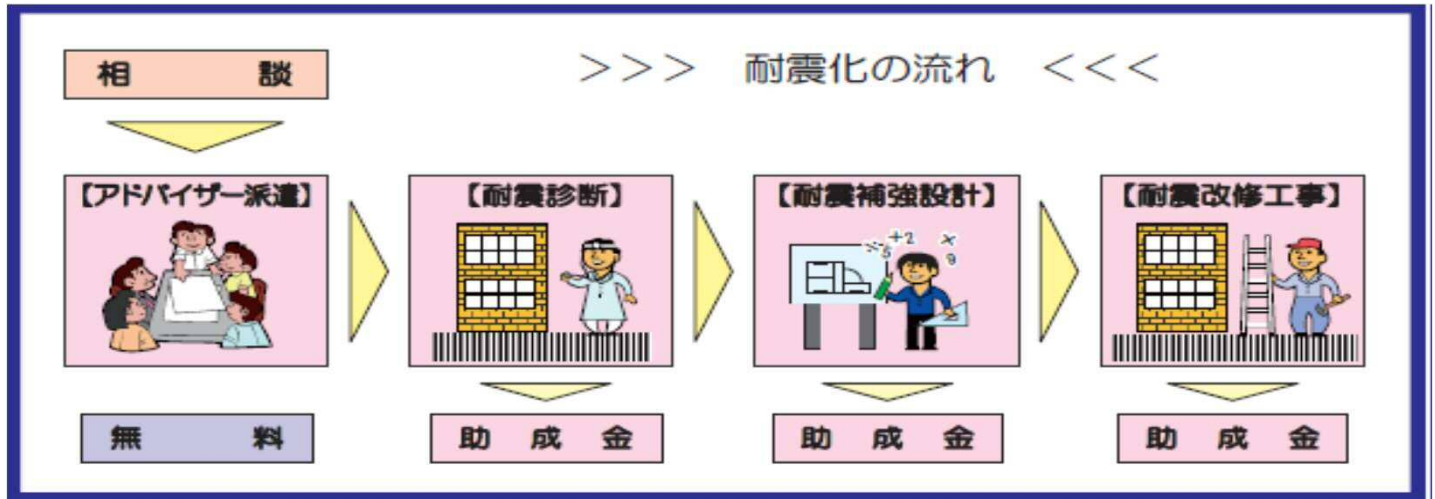
平成30年5月発行

耐震化を支援します！

平成7年に発生した阪神・淡路大地震での死者数は6,434人にのぼり、その約8割が建物の倒壊による圧死とされています。

多くの人々が居住するマンションでは、耐震改修等を実施するにも合意形成が困難なことが想定されます。

区では、分譲マンションのアドバイザー派遣や耐震診断・補強設計・耐震改修工事の助成を行い、耐震化を支援しています。



お問い合わせは、

品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階
TEL: 03-5742-6634 FAX: 03-5742-6898

耐震化アドバイザーの派遣

対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された地上3階以上の分譲マンション
対象者	マンション管理組合など
助成内容	①専門家を無料で派遣（通算6回を限度） ②耐震診断や耐震改修・建替え等のアドバイス、耐震化に向けた合意形成の支援などを行います。

マンション耐震診断支援

対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された地上3階以上の分譲マンションのうち下記のいずれかに該当するもの ①小規模マンション：延べ床面積1,000㎡未満のもの ②大規模マンション：延べ床面積1,000㎡以上のもの、または品川区地域防災計画において定められた啓開道路（詳しくは裏面連絡先までお問合せください）に接するもの
対象者	マンション管理組合など
助成内容	耐震診断費用の1/2を助成
助成限度額	①小規模マンション：100万円 ②大規模マンション：150万円

マンション耐震補強設計支援

対象建築物	上記耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された建築物
対象者	マンション管理組合など
助成内容	耐震補強設計費用の2/3を助成
助成限度額	①小規模マンション：100万円 ②大規模マンション：200万円

マンション耐震改修支援

対象建築物	上記耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された建築物
対象者	マンション管理組合など
助成内容	耐震改修工事費用の1/3を助成
助成限度額	①小規模マンション：1,000万円 ②大規模マンション：2,500万円
その他	同一建築物について、助成対象工種の重複申請はできません。

耐震化促進協力団体

建築関係	社団法人 東京都建築士事務所協会 品川支部 品川区豊町6-1-7 TEL03-6426-8870 日本建築構造技術者協会（JSCA）品川世話役会 品川区西五反田2-24-7-509 TEL03-5436-6061
------	---